

東邦大学区民公開講座

- 1 大森病院の画像診断
3月2日(土)午後1時～2時30分
 - 2 食事だけじゃない!睡眠を見直して糖尿病を予防しよう!
3月23日(土)午後1時～2時30分
- ◇1 2ともに◇
- 会 東邦大学医療センター大森病院(大森西6-11-1)
定 先着120名
申 当日会場へ
問 健康医療政策課災害・地域医療担当
☎5744-1264 FAX5744-1523

自分を守る みんなで支える 身近な防災力アップ講座

- 対 区内在住・在勤・在学の方
- 日 3月9日(土)午前10時～正午
- 定 先着20名
- 申 電子申請。問合先へFAX(記入例参照)も可。保育(1歳以上の未就学児5名。1人500円)希望はお子さんの氏名、年齢も明記。2月27日締め切り
- 会 問 エセナおおた
☎3766-4586 FAX5764-0604

大森スポーツセンターの催し

- 1 ランニングクリニック
対 15歳以上の方
日 3月9日(土)午後1時30分～3時
 - 2 親子卓球教室
対 小学生と保護者
日 3月17日(日)午前10時～11時30分
- ◇1 2ともに◇
- 定 先着1 20名 2 8組
費 500円
申 問合先へ電話か来館。2月20日午前10時から受け付け
会 問 大森スポーツセンター
☎5763-1311 FAX5763-1314

馬込文士の足跡をたずねて散策会 「徳富蘇峰と池上本門寺会談」

1868年の3～4月ごろに勝海舟と西郷隆盛が池上本門寺で会談を行いました。海舟生誕200年に合わせて、2人を尊敬した徳富蘇峰の旧宅・山王草堂記念館から池上本門寺まで散策します。

▶日時 3月24日(日)①午前10時～正午②午後2時～4時 ※雨天決行
▶会場 山王草堂記念館(集合)、池上本門寺(解散)
▶定員 抽選で各10名
▶申込方法 問合先へ往復はがきかFAX(記入例参照。希望時間も明記)。3月12日必着 ※1通につき2名まで可
▶問合先 龍子記念館(〒143-0024中央4-2-1) ☎FAX3772-0680

さくらフェスティバル



3月17日(日)午前9時45分～午後4時
ゆきがや太鼓や大森第六中学校の吹奏楽演奏などの発表会、特別講演、マジックショーなどを開催します。
▶申込方法 当日会場へ ※一部事前申し込み有り

特別講演 美の探究「雅楽 平安の美」

日本古来から伝承されてきた雅楽の歴史や特徴、模範演奏などを行います。
▶時間 午後1時30分～3時30分 ▶定員 抽選で70名
▶申込方法 問合先へ電話か来館。2月23日締め切り

世界で活躍中の和風手品師izuma「いつか見たような夢の世界」

女性手品師が独特な詩情あふれる世界観で魅了します。
▶時間 午後3時30分～4時 ▶定員 抽選で100名
▶申込方法 問合先へ電話か来館。2月23日締め切り

▶会場・問合先 洗足区民センター ☎3727-1461 FAX3727-1462

区民公開講座「おひとりさまで 老後を生き抜くには」

- 日 3月16日(土)午後2時～4時
- 会 アプリコ
- 定 先着140名
- 申 蒲田医師会(☎5744-3670) 詳細はコチラへ電話。3月10日締め切り
- 問 健康医療政策課災害・地域医療担当
☎5744-1264 FAX5744-1523

平和の森公園に自生する 野草を探そう!(春編)

- 講師に野草研究家を招いて、平和の森公園内に自生している区固有種の野草を探します。
- 対 中学生以上の方
 - 日 3月17日(日)午後1時30分～3時
 - 定 先着20名
 - 申 問合先へ電話。2月12日午前10時から受け付け
 - 会 問 平和の森公園展示室みどり縁側
☎FAX6450-0123(月曜休館)

司法書士による区民のための 公開講座「備えて安心 成年後見と登記・相続・遺言」

- 日 3月23日(土)①講演会=午前10時20分～11時50分②相談会=午後1時～4時30分(1組45分程度)
- 会 区役所本庁舎2階
- 定 先着①40名②40組
- 申 問合先へ電話。2月13日から受け付け
- 問 (社)大田区社会福祉協議会
☎3736-2022 FAX3736-5590

春休みこども手話教室

- 対 区内在住・在学で5～12歳の方 ※未就学児は保護者同伴
- 日 3月27日(水)午後2時～4時
- 定 先着30名
- 申 問合先へEメールかFAX(記入例参照)
- 会 問 さぼーとぴあ
☎5728-9355 FAX6303-7171
E:ota@tokyo-shuwacenter.or.jp

令和6年度からの個人住民税の主な改正点

詳細は区HPをご覧ください。

1 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式の見直し
「上場株式等の配当所得等」や「特定口座内(源泉徴収有り)の上場株式等の譲渡所得等」は、所得税と住民税で課税方式を一致させることになりました。そのため、「所得税は申告、個人住民税は申告不要」といった異なる課税方式を選択することができなくなります。

所得税において、「上場株式等の配当所得等」や「特定口座内(源泉徴収有り)の上場株式等の譲渡所得等」を確定申告すると、これらの所得は個人住民税でも合計所得金額に算入されます。その結果、扶養控除、配偶者控除の適用、非課税判定、各種保険料の算定などに影響が出る場合がありますので、ご注意ください。

2 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

扶養控除の対象となる国外居住親族の範囲が見直しされ、留学生、障がい者、送金関係書類で38万円以上の送金などが確認できる方を除く30歳以上69歳以下の方は、扶養控除が適用されないことになりました。

3 森林環境税について

森林環境税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止などの公益的機能を維持・増進するために国税として創設され、令和6年度から個人住民税の均等割と併せて、年額1,000円を納めていただきます。

※東日本大震災からの復興を目的として、特別区民税と都民税に500円ずつ上乗せしていた臨時措置は令和5年度で終了となるため、ご負担いただく金額は変わりません

4 特定非常災害に係る損失の繰越控除制度の見直し

特定非常災害による損失に係る雑損失、純損失の繰り越し期間は、損失の程度などに応じて、例外的に3年から5年までに延長されました。

特別区民税・都民税(住民税)の申告は郵送で!

受付期間 2月16日～3月15日

- ▶問合先 課税課税担当 FAX5744-1515(共通)
- 大森地区 ☎5744-1194
- 調布地区 ☎5744-1195
- 蒲田地区 ☎5744-1196



詳細はコチラ

国民健康保険に加入している方へ

1 結核・精神通院医療給付金受給者証の交付

結核・精神通院医療費の受給者に「結核医療給付金受給者証」「国保受給者証(精神通院)」を交付します。指定の医療機関に提示すると、対象医療費の自己負担金が不要になります。都外で受診した場合は、領収書を添えて申請先へ申請すると対象医療費の自己負担分が支給されます。

▶対象 次のいずれかに該当する方

- ①結核医療費受給者で、住民税が非課税(19歳以下は世帯主が非課税)
- ②自立支援医療費(精神通院)受給者で、同一世帯の国民健康保険加入者全員の住民税が非課税

※住民税未申告の方は、国保受給者証の発行ができません。必ず住民税の申告を済ませてから申請してください

●申請先

- 結核=感染症対策課感染症対策担当 ☎5744-1263 FAX5744-1524
- 精神通院=地域福祉課障害者地域支援担当
- 大森 ☎5764-0696 FAX5764-0659
- 調布 ☎3726-4139 FAX3726-5070
- 蒲田 ☎5713-1383 FAX5713-1509
- 菟谷・羽田 ☎3741-6682 FAX6423-8838

2 療養費の給付

医療費の全額を支払った場合、保険で認められた部分を支給します。申請方法などはお問い合わせください。申請から支給まで原則3か月かかります。また、診療日の翌日から2年を経過すると時効となり支給できません。

▶対象 次のいずれかに該当する方

- ①急病など、緊急そのほかやむを得ない理由で医療機関に保険証を提示できなかった
- ②国外で診療を受けた(治療目的で渡航した場合を除く)
- ③医師の指示でコルセットなどの治療用装具を購入した
- ④医師が治療上必要と認めたマッサージ、はり・きゅうの施術を受けた
- ⑤骨折・脱臼・打撲・捻挫(骨折・脱臼は応急手当ての場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要)で接骨院・整骨院の施術を受けた
- ⑥輸血のための生血の費用を負担した(親族から血液を提供された場合を除く)
- ⑦臍帯血や内臓移植などの搬送費を負担した
- ⑧負傷・疾病などで移動困難かつ緊急そのほかやむを得ない理由で適切な保険診療を受けるために移送された

◇1 2ともに◇

▶問合先 国保年金課国保給付係 ☎5744-1211 FAX5744-1516